

議案第124号

前橋市福祉医療費の支給に関する条例の改正について

令和3年11月29日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

前橋市福祉医療費の支給に関する条例（平成6年前橋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「重度心身障害者」の次に「、高齢重度障害者」を加える。

第2条第3項第1号中「昭和50年政令第207号」の次に「。次条において「令」という。」を加え、同条第4項中「又は第55条」を「、第55条又は第55条の2」に改める。

第3条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者とし
ない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者（その保
護を停止されている者を除く。）

(2) 法令又は制度等により一部負担金に相当する金額の全部の支給を受けている者

(3) 第1項第2号若しくは第3号又は前項各号のいずれか（同項第3号に該当する
者にあつては、第1項第2号又は第3号に該当するものに限る。）に該当する者
（次号において「重度心身障害者等」という。）のうち、前年の所得（1月から
7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。次号
において同じ。）が令第7条に規定する額を超えるもの

(4) 重度心身障害者等のうち、前年の所得が令第2条第2項に規定する額以上であ
る配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義
務者と同一の世帯に属するもの

第3条に次の2項を加える。

4 前項第3号に規定する所得の範囲については、令第4条に規定する所得の範囲と
し、所得の額の計算方法については、令第5条の規定を準用する。この場合におい
て、同条第1項中「合計額から8万円を控除した額」とあるのは「合計額」と、同
条第2項第1号中「、第2号、第4号」とあるのは「から第4号まで」と、「医療

費控除額」とあるのは「医療費控除額、社会保険料控除額」と、同項第2号中「第34条第1項第6号に規定する控除」とあるのは「第34条第1項第6号に規定する控除（同法に規定する同一生計配偶者又は扶養親族である障害者に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

5 第3項第4号に規定する所得の範囲については、令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法については、令第5条の規定の例による。

第5条を次のように改める。

（受給資格の更新）

第5条 前条第2項の規定により受給資格者証の交付を受けた者又は保護者等は、有効期間の満了後引き続き福祉医療費の支給を受けようとするときは、市長に申請し、支給を受ける資格の更新について認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を行った者について、支給を受ける資格があると認めるときは、有効期間の更新を行うものとする。更新を行った有効期間が満了する場合についても、同様とする。

3 市長は、前項の規定により有効期間の更新を行ったときは、更新後の有効期間を付して、新たな受給資格者証を交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長は、有効期間が満了する受給資格者証の取得者について、支給を受ける資格があると認めるときは、第1項の規定による申請がない場合であっても、有効期間の更新を行い、更新後の有効期間を付した新たな受給資格者証を交付することができる。

第6条各号列記以外の部分中「前条第2項」を「前条第3項若しくは第4項」に改める。

第8条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、当該医療に対し、社会保険関係法に規定する高額療養費又は高額介護合算療養費の給付、付加給付その他の法令又は制度等による給付があるときは、一部負担金からその額を控除した額を支給するものとする。

第9条第1項第2号中「第4条第1項」の次に「又は第5条第1項」を加える。

附 則

1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

2 改正後の前橋市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る福祉医療費の支給について適用する。